**平成３０年（フ）第２０号**
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番15―203号
債務者　水口登志也
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成３０年（フ）第４０号**
兵庫県川西市下加茂２丁目４番３―306号
債務者　鶴谷　鉄夫
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成３０年（フ）第２１６号**
神戸市東灘区御影本町３丁目９番６―302号、従前の住所兵庫県尼崎市次屋２丁目28番18号
債務者　杉本　　繁
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第６９１号**
神奈川県秦野市南矢名2007番地の２　ヒルトップテラスＡ　101号、前住所神奈川県高座郡寒川町倉見2405番地13
債務者　河野　泰朋
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第７９号**
熊本市西区蓮台寺４丁目６番７号
債務者　豊永　和幸
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第１１２号**
熊本市中央区出水５丁目17番69号　豊田１棟建
債務者　森岡　重男
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第３６３号**
和歌山市禰宜1378番地１　千旦第二団地４号棟３階97号室
債務者　赤津　憲一
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成３０年（フ）第１７号**
和歌山県岩出市川尻300番地、住民票上の住所和歌山県岩出市川尻46番地の18
債務者　喜多　教子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成３０年（フ）第１０号**
山口市若宮町２番39号　パインズ若宮102、前住所山口市旭通り２丁目６番45―303号
債務者　藤井　淳一
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

## 免責許可決定

**平成３０年（フ）第２６号**
栃木県宇都宮市桜１丁目３番10号　桜グリーンヒル305号
破産者　吉野　幸寿
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６７５号**
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目29番地50　カリナン末吉101号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目５番地６　ファランジュ東毛呂102号
破産者　星　さよ子
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第２２号**
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水多加志
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２３号**
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水加代子
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第７１４号**
兵庫県西宮市与古道町１番３号　プレジール阪神西宮408、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町糸井286番地１　アーバンプラザ弐号館105号室
破産者　小嶺　靖子
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第７５２号**
山形県酒田市観音寺字町82番地、開始決定時の住所宮城県多賀城市高橋１丁目20番４号ロフティ高橋Ⅰ―101号
破産者　池田　卓矢
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０２６号**
宮城県富谷市ひより台１丁目15番地12　ノースポイントひより台201
破産者　今泉　和徳
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第１７号**
仙台市泉区黒松３丁目２番３―502号、従前の住所仙台市青葉区角五郎１丁目３番25―206号
破産者　菅原　拓之
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１４０号**
茨城県日立市久慈町７丁目22番３―102号
破産者　澤畑　一子
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１４９号**
茨城県日立市東金沢町４丁目８番13号
破産者　菊地　浩二
1　決定年月日　平成30年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部